

## 第3節 大気環境の保全

### 第1 排出の抑制

#### ①窒素酸化物対策

##### ■工場・事業場の規制・指導

窒素酸化物の排出量を抑制するため、工場・事業場に対して、大気汚染防止法や「固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要綱」等に基づく届出の審査や立入検査等を行い（2-3-1表）、窒素酸化物排出基準や総量規制基準の遵守徹底及び排出量の削減指導等を行った。なお、平成6年の府内の固定発生源から排出される窒素酸化物量は22,750トン（移動発生源とあわせて54,930トン）であった。大規模な工場・事業場については、大気汚染発生源常時監視システムにより窒素酸化物の排出量等の監視を行った。

2-3-1表 固定発生源に係る窒素酸化物対策

発生源規模	対 策	
大規模発生源	総量規制基準等の遵守徹底 発生源常時監視システムの運用等	窒素酸化物削減指導 燃料良質化の指導
中小発生源	省エネルギー対策の推進等	固定型内燃機関等に係る削減指導
群小発生源	地域冷暖房システムの導入促進等	低NOx機器の普及促進等

##### ■地域冷暖房システムの導入促進

業務用建築物が集中し又は集中する見込みがある地域における窒素酸化物の排出量を抑制するため、「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」に基づき、地域冷暖房システムの適正な導入について指導した。

#### ②光化学オキシダント対策

##### ■炭化水素類排出抑制対策の推進

光化学スモッグ発生の原因物質のひとつである炭化水素類の排出を抑制するため、工場・事業場に対して、生活環境保全条例に基づく届出の審査や立入検査等により規制基準の遵守指導を行った。

##### ■光化学スモッグ緊急時措置

光化学スモッグ注意報等の発令時（緊急時等）における窒素酸化物の排出量を削減するため、「オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領」に基づき、緊急時対象工場（193工場）に対し、窒素酸化物排出量等の削減の要請を行うとともに、自動車の使用者に対して自動車の運行の自粛要請を行った。緊急時対象工場については、緊急時等に実施した削減措置に関する報告書の提出を受け、大気汚染発生源監視システム及び立入検査とあわせて発令時の削減措置の実施状況を確認した。

なお、平成10年度の発令回数は予報29回、注意報25回であった。

### ③浮遊粒子状物質対策

#### ■浮遊粒子状物質総合対策の検討

浮遊粒子状物質（SPM）に関する総合的な対策を検討するための基礎資料を得るため、SPM（粒径10 $\mu$ m以下）の中でも特に粒径の小さい粒子（PM2.5（粒径2.5 $\mu$ m以下の粒子））について、その測定法等に関する調査を行った。

#### ■工場・事業場の規制・指導

浮遊粒子状物質濃度に関連するばいじんや粉じん及び二次生成粒子の原因物質と考えられているガス状の大気汚染物質の排出を抑制するため、工場・事業場に対して、大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく届出の審査や立入検査等により、規制基準の遵守徹底等の指導を行った。

### ④硫黄酸化物対策

#### ■工場・事業場の規制・指導

硫黄酸化物の排出量を抑制するため、工場・事業場に対し、大気汚染防止法に基づく届出の審査や立入検査等により、排出基準及び総量規制基準の遵守徹底並びに使用燃料の低硫黄化の指導等を行うとともに、燃料検体を採取し、燃料中硫黄分の確認を行った。

### ⑤エネルギー面の対策

#### ■クリーンエネルギー化の促進

窒素酸化物や硫黄酸化物の排出規制・指導等にあわせて、大気環境の改善効果が期待できる燃料の良質化（都市ガス、灯油等への転換）について指導・啓発を行った。

#### ■省エネルギー化の促進

窒素酸化物や硫黄酸化物の排出規制・指導等にあわせて、大気汚染物質の排出抑制につながる省エネルギーについて指導・啓発を行った。

省エネルギー対策等に関し、事業者が行う特定事業活動の事業計画に対し承認を行っているが、平成10年度は実績はなかった。

省資源・省エネルギー型のライフスタイルの提案や府民に省資源・省エネルギーを呼びかけるため、リサイクル品による啓発用フォルダーの作成を行った。

#### ■エネルギーの有効活用の促進

「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」に基づき、未利用エネルギーの有効活用も含め、地域冷暖房システムの適正な導入について指導した。

#### ■廃熱利用と未利用エネルギーの活用

地域特性に応じた廃熱の有効活用システムの導入促進策について検討を行うとともに、生活環境保全条例に基づき平成9年2月に策定した「大阪府廃熱の有効利用及び未利用エネルギーの活用の促進に関する指針」により、関係業界等を通じ普及啓発を行った。

## ⑥悪臭対策

### ■悪臭物質の排出抑制

悪臭に関する規制事務は、市町村長に委任されていることから、府はその円滑かつ適正な施行を図るため、市町村に対して助言及び技術指導等を行った。

### ■屋外燃焼行為の規制

ゴム、皮革、ピッチ、合成樹脂等の燃焼に伴って、著しくばい煙等を発生させる物質を屋外において多量に燃焼させる屋外燃焼行為については、生活環境保全条例で規制している。平成10年度には、苦情件数が1,121件あり、市町村と協力し、その指導・解決にあたった。

## ⑦普及啓発活動の推進

### ■大気環境啓発事業の推進

府民の大気環境及び地球環境への理解と認識を深め、その自主的な活動を促進するため、19市町に対して環境教育資材の提供を行うとともに、参加者に対しては、参加実績に基づいて「あおぞら博士」に認定するなど、市町村が実施する環境教育事業を支援した。

### ■季節大気汚染対策の推進

窒素酸化物による大気汚染防止のため、二酸化窒素濃度が高くなる冬季を中心に、事業者及び府民に対し、ボイラー等の燃焼管理の徹底、良質燃料の使用、暖房温度の適正化、業務用自動車の使用合理化、マイカー使用の自粛等に関する指導及び啓発を行った。また、大気汚染防止推進月間である12月に広報活動を実施するなどにより、上記の指導・啓発の強化を図った。

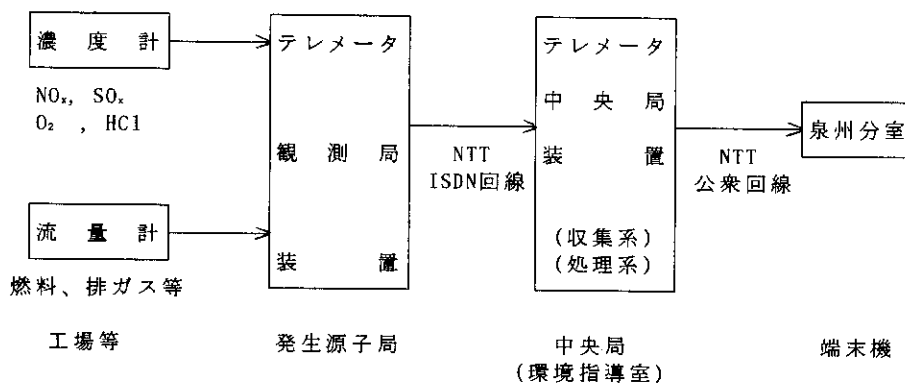
## 第2 環境監視

### ①発生源監視

#### ■発生源テレメータシステムの整備

窒素酸化物に係る総量規制基準等の遵守徹底を図るため、大規模発生源工場を対象に、大気汚染発生源常時監視システム（25工場・事業場に設置）を運用している。平成11年3月末現在、同システムにより窒素酸化物総量規制対象工場（大阪市・堺市を除く）からの排出総量の約80%を把握している（2-3-2図）。

2-3-2図 大気汚染発生源常時監視システムの概要



### ■発生源測定、立入検査等

大気汚染物質の排出を抑制するため、工場・事業場に対し、大気汚染防止法、生活環境保全条例に基づく届出の審査、立入検査及び発生源測定を行い、各種規制基準の遵守状況の監視及び大気汚染対策の進行状況の確認等を行った。平成10年度の大気汚染防止法に基づく届出件数は1,135件、生活環境保全条例に基づく届出件数は950件、立入件数は延べ3,811工場・事業場、採取試料数は435件であった。

関西電力（株）の発電所については、公害等防止協定に基づき、平成10年度の公害等の防止計画書の提出を受け、毎月、各発電所ごとの窒素酸化物や硫黄酸化物排出量及びばいじんの排出濃度等の報告を受けるとともに、これらの結果については、大気汚染発生源常時監視システム及び立入検査等によって確認し協定値の遵守状況の確認を行った。

### ■各種実態調査

工場・事業場からの窒素酸化物や硫黄酸化物等の排出実態を継続的に把握するため、燃料原料使用状況調査及び窒素酸化物排出状況調査を実施した。

## ②環境監視

### ■大気汚染常時監視

府内の大気汚染状況を常時監視により把握し、環境基準の適合状況の把握や環境保全対策の基礎資料となる各種解析等を行った。

また、関西国際空港周辺地域の大気質の状況を把握するため、泉州地域の常時監視データの解析を実施した。

### ■光化学スモッグ緊急時措置

光化学スモッグによる被害の発生を未然に防止するため、光化学オキシダントが高濃度になり緊急時等に該当した地域について、「オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領」に基づき、光化学スモッグ注意報等の発令を行うとともに、通報装置等により、当該発令内容を報道機関や市町村等を通じて府民や関係機関に迅速に周知した。また、光化学スモッグ対策に係る警報受信装置20台を更新した。

### ■定期的環境モニタリング

平成9年2月に環境基準が設定されたベンゼン等3物質を含め、測定方法が既に確立されている18の有害大気汚染物質について、モニタリングを実施し、各種物質による大気汚染状況を把握した。

浮遊粉じんによる経年的な大気汚染状況を把握するため、府内12か所においてハイボリウム・エア・サンプラー等を設置し、浮遊粉じんを採取し、その総量及び金属成分に関する調査を実施した。

また、大気環境中のアスベスト濃度を把握するため、豊中市、四條畷市、八尾市及び泉佐野市において調査を実施した。